令和４年10月１日

【別表１】設計住宅性能評価・長期使用構造等確認申請（新築）　料金表

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）

住宅の種別	床面積	評価方法基準5-1（断熱等性能等級）に係る評価方法	設計住宅性能評価料金 又は 長期使用構造等確認申請料金	設計評価・長期確認の併願加算
下記以外の住宅	A＜ 200	詳細計算	50,000 ＋ 1,000×B － C	+6,000
		簡易計算	46,000 ＋ 1,000×B － C	
		仕様基準	42,000 ＋ 1,000×B － C	
	200 ≦A	詳細計算	66,000 ＋ 1,000×B － C	
		簡易計算	62,000 ＋ 1,000×B － C	
		仕様基準	58,000 ＋ 1,000×B － C	
型式性能認定住宅	A＜ 200	－	33,000 ＋ 1,000×B － C	
	200 ≦A	－	42,000 ＋ 1,000×B － C	

A：「床面積」　評価対象建築物１棟の延床面積とする。
B：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。
C：「他業務活用減額」　当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。
①評価方法基準1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）　18,000円
②評価方法基準5-1 断熱等性能等級かつ5-2 一次エネルギー消費量等級　詳細計算 18,000円、簡易計算 13,000円、仕様基準 10,000円
③その他の評価方法基準　１項目1,000円
※評価方法については、以下に示す計算方法とする。
詳細計算：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）第２の１（1）によるもので、国立研究開発法人建築研究所の公開する平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）第三章第二節外皮性能における「当該住戸の外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法」とする。
簡易計算：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」によるもので、上記建築研究所技術情報における「当該住戸の外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法」とする。
仕様基準：住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）１によるものとする。

共同住宅、長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅（消費税込み、単位：円）

住宅の種別	床面積	設計住宅性能評価料金 又は 長期使用構造等確認申請料金	設計評価・長期確認の併願加算
下記以外の住宅	A＜ 300	50,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	一戸当たり +6,000
	300 ≦A＜ 500	95,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	500 ≦A＜ 1,000	160,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	1,000 ≦A＜ 2,000	270,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	2,000 ≦A＜ 3,000	340,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	3,000 ≦A＜ 5,000	420,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	5,000 ≦A＜ 7,000	690,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	7,000 ≦A＜ 10,000	840,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	10,000 ≦A＜ 15,000	1,250,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	15,000 ≦A＜ 20,000	1,450,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	20,000 ≦A＜ 30,000	2,100,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	30,000 ≦A＜ 40,000	2,400,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	40,000 ≦A＜ 50,000	3,150,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	50,000 ≦A	4,700,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
型式性能認定住宅	A＜ 500	57,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	500 ≦A＜ 1,000	84,000 ＋（10,000 ＋ 1,000×B － C）×M	
	1,000 ≦A	1,000㎡以上は一般住宅の料金表による	

A：「床面積」　評価対象建築物１棟の延床面積とする。
B：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。
C：「他業務活用減額」　当機関における評価等の業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合にあっては、以下の減額とする。
評価方法基準5-1 断熱等性能等級かつ5-2 一次エネルギー消費量等級　5,000円
M：「申請戸数」評価書が同一内容となる住戸については上記計算式に含めず、一戸当たり5,000円（消費税込み）とする。

共通特記事項

1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、審査を伴わない変更申請については一戸当たり 1,000円（消費税込み）とする。又、直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。
2. 評価書等の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。
3. 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明申請の料金は 6,000円（消費税込み）とする。
4. 評価書等の再交付に係る料金は 一戸当たり1,000円（消費税込み）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

（一財）大分県建築住宅センター

令和４年10月１日

【別表２】建設住宅性能評価（新築）　料金表

一戸建ての住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	床面積	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
				ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞのみ	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ｽﾁﾚﾝ
下記以外の住宅	Ａ＜ 200	77,000 ＋ 1,000×Ｂ	+27,000	Ｐ×39,000	Ｐ×51,000
	200 ≦Ａ	99,000 ＋ 1,000×Ｂ	+36,000		
型式性能認定住宅	Ａ＜ 200	57,000 ＋ 1,000×Ｂ	+23,000		
	200 ≦Ａ	71,000 ＋ 1,000×Ｂ	+28,000		

Ａ：「床面積」　評価対象建築物１棟の延床面積とする。
Ｂ：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。
Ｐ：「測定箇所数」　化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。

共同住宅、長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	床面積	建設住宅性能評価料金	他機関が設計住宅性能評価を行っている場合の加算	室内空気中の化学物質の濃度測定を行う場合の加算	
				ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞのみ	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ｽﾁﾚﾝ
下記以外の住宅	Ａ＜ 300	22,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+50,000	Ｐ×17,000 +22,000	Ｐ×29,000 +22,000
	300 ≦Ａ＜ 500	38,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+95,000		
	500 ≦Ａ＜ 1,000	76,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+160,000		
	1,000 ≦Ａ＜ 2,000		+270,000		
	2,000 ≦Ａ＜ 3,000	85,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+340,000		
	3,000 ≦Ａ＜ 5,000		+420,000		
	5,000 ≦Ａ＜ 7,000		+690,000		
	7,000 ≦Ａ＜ 10,000		+840,000		
	10,000 ≦Ａ＜ 15,000		+1,250,000		
	15,000 ≦Ａ＜ 20,000		+1,450,000		
	20,000 ≦Ａ＜ 30,000		+2,100,000		
	30,000 ≦Ａ＜ 40,000		+2,400,000		
	40,000 ≦Ａ＜ 50,000	95,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+3,150,000		
	50,000 ≦Ａ	114,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+4,700,000		
型式性能認定住宅	Ａ＜ 500	38,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+57,000		
	500 ≦Ａ＜ 1,000	76,000×Ｎ ＋（ 10,000 ＋ 1,000×Ｂ ）×Ｍ	+84,000		
	1,000 ≦Ａ	1,000㎡以上は一般住宅の料金表による			

Ａ：「床面積」　評価対象建築物１棟の延床面積とする。
Ｂ：「選択項目数」　評価項目10分野のうち必須以外の選択を行う分野の数とする。
Ｍ：「申請戸数」　原則申請戸数とする。
Ｎ：「検査回数」　２階建てで原則５回、10階以降７階毎に＋1回。
Ｐ：「測定箇所数」　化学物質の分析期間は通常10日程度ですが、特急分析を依頼する場合は分析機関が定める料金が追加となります。

共通特記事項

1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に0.5を乗じた額とする。ただし、審査を伴わない変更申請については一戸当たり 1,000円（消費税込み）とする。又、直前の評価等を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。
2. 評価書等の再交付に係る料金は 1,000円（消費税込み）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

【別表３】料金返還表

（一財）大分県建築住宅センター住宅性能評価等業務規程第３２条に定める料金の返還の額は、下表の（イ）欄の時期に応じた（ロ）欄の率に当該料金を乗じた額とする。

（イ）欄 返還の時期			（ロ）欄 当該評価料金に乗ずる率
設計住宅性能評価	戸建住宅 共同住宅	業務規程第１０条第５項(5)(C)に該当	1.00
建設住宅性能評価	戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第１回の現場検査の前日まで	0.95
		第１回の現場検査を実施した日から第２回の現場検査の前日まで	0.70
		第２回の現場検査を実施した日から第３回の現場検査の前日まで	0.45
		上記以外で竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	0.20
	共同住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第１回の現場検査の前日まで	0.95
		第１回の現場検査を実施した日から 竣工時(最終回)の現場検査を実施する前日まで	1-｛(J÷N×0.95)+0.05)｝ ※Jは申請の取下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数